♡東松島市結婚祝金の支給のお知らせ♡

本市に婚姻届を提出した方には、婚姻届受理時に「東松島市結婚祝金の支給のお知らせ(チラシ)」をお渡ししています。
お二人の新たな門出を祝福し、夫婦1組につき2万円の結婚祝金を支給します。

〇支給要件

以下の条件全てを満たす方

（1） 令和3年4月1日以降に婚姻した夫婦であること。
（2） 婚姻日において、夫婦のいずれか一方の年齢が 39歳以下であること。
（3） 原則として、祝金支給申請時において、婚姻日以降の本市での住民登録期間が夫婦ともに、継続して 3 か月以上経過していること。
（4） 夫婦のいずれもが暴力団員等に該当しないこと。
（5） 過去に、当該夫婦として東松島市結婚祝金の支給を受けていないこと。
（6） 夫婦のいずれも市税等に滞納がないこと。

〇申請期限

婚姻日以降の本市での住民登録期間が夫婦ともに 3 か月以上経過後、婚姻日から1年以内に申請してください。
（例：婚姻日が令和5年4月1日の場合、令和5年7月1日以降に申請が可能です。）

〇申請に必要な書類

本市以外で婚姻届を提出した方および婚姻後本市に転入した方は、婚姻届受理証明または戸籍謄本を添付してください。

〇申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。
[電子申請]
下記のQRコードを読み込み、オンラインで申請してください(推奨)。
[書面申請]
申請用紙は、市ホームページからダウンロード可能です。市民協働課、市民生活課、鳴瀬総合支所の窓口へ持参又は市民協働課へ郵送にて書類を提出してください。
(市ホームページ)
https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kurashi/manabu-tanoshimu/kekkonshien/kakusyuhojo-josei/kekkoniwaikin.html)

〇支給時期

上記の支給条件を確認後に支給します。

電子申請フォーム

【問い合わせ・送付先】
東松島市　総務部　市民協働課　まちづくり推進係(大溜分庁舎)
〒981-0503　東松島市矢本字大溜 16 番地 1
電話　0225-82－1111(内線 3803・3808)
FAX　0225-82-1391